

# 1. 門真市第4期地域福祉計画の策定に向けて

## (1) 門真市第4期地域福祉計画策定の目的

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成18年度に「共につくる あったか福祉都市」を基本理念とした「門真市地域福祉計画」を策定し、平成23年度に「門真市第2期地域福祉計画」、平成28年度に「門真市第3期地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な福祉への取り組み支援などの施策を進めてきました。

このたび、令和3年度末に計画年度が終了することを受け、本市における課題を再度整理し、総合計画に示された目指す将来像の実現にむけ、また、『地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進』のために「門真市第4期地域福祉計画」（以下、「本計画」）を策定することとします。

また、市町村では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進計画」の策定が求められていることから、本計画は、これらの計画の内容を包含するものとしてします。

## (2) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために、さまざまな生活課題に対して、地域住民や社会福祉関係者などが、お互いに協力して課題解決に取り組むことです。

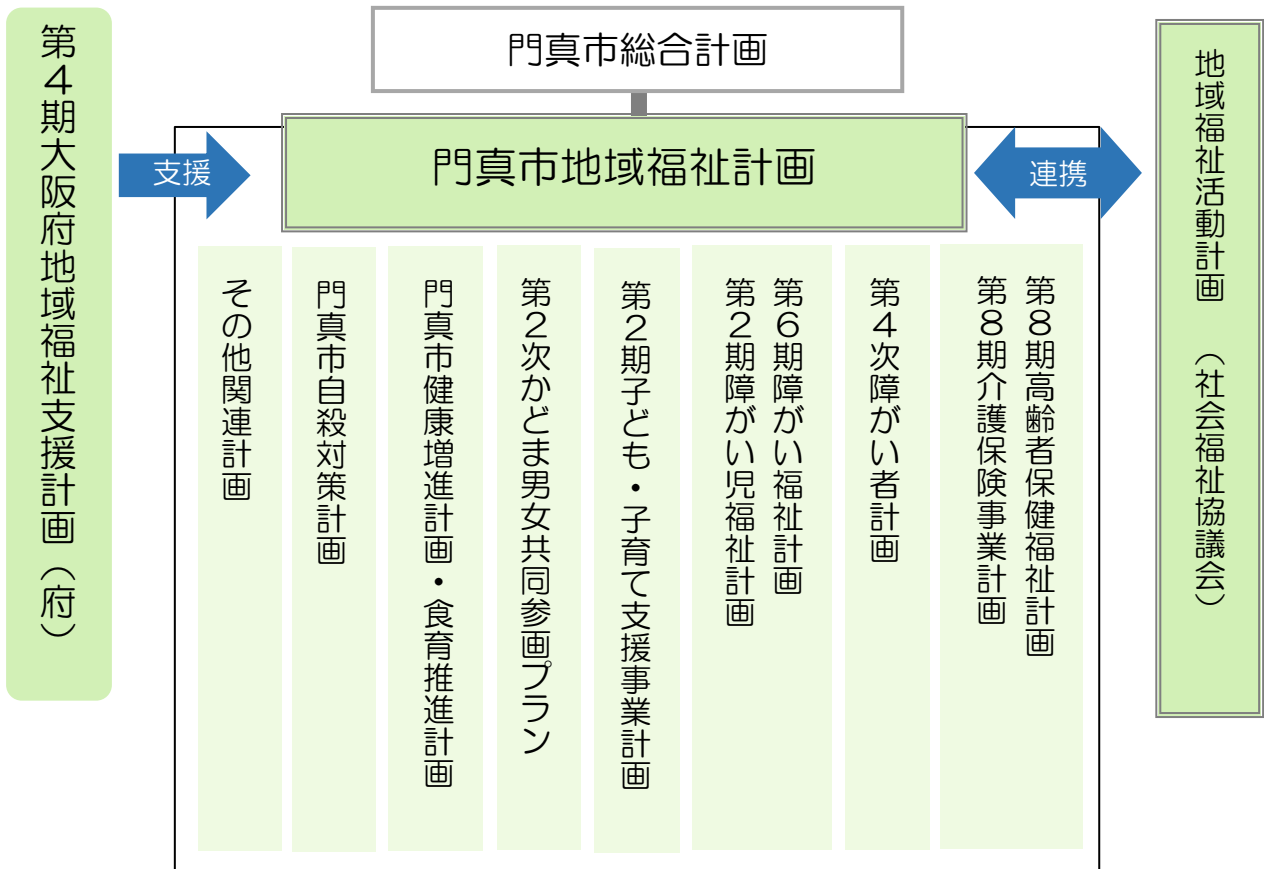
従来の福祉サービスは、高齢者・障害者・子ども等といった対象別に行ってきました。しかし、現在ではこうしたサービス提供だけでは解決できない複合的かつ深刻な問題が、私達のまわりで顕在化しています。また、コミュニティや住民の地域福祉に対する意識を高めることの難しさや社会的孤立の深刻化等も大きな課題となっています。

これらの課題を解決していくためには、さまざまな日常生活上発生する諸問題（地域生活課題）に対して、①自助：個人（市民一人ひとり）や家族が自ら解決すること、②共助：近隣住民の支えあいやボランティア・NPO等による支えあい活動、③公助：市や専門職等による公的支援の連携・協働によって解決していこうとする取り組みが必要です。

個々人の力だけでは解決が難しい課題であっても、みんなが力を合わせることで、解決への可能性が大きく広がります。

### (3) 関連計画との整合性

門真市における福祉関係計画には、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画などがあり、それぞれの根拠法に基づき分野別に策定されています。地域福祉計画は、保健福祉分野を統括する計画として、これらの計画と連携し、整合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取り組みが地域においてより効率的に展開されるよう、本市の地域福祉施策の基本理念や、施策展開の方向性を明確にするものです。



## (4) 地域福祉計画の法的根拠

地域福祉計画は、「社会福祉法」第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、計画的に整備していくことを内容とするものです。

### 社会福祉法（抜粋）

#### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

また、社会福祉法第107条第1項第1号～第5号に地域福祉計画に盛り込むべき必須事項が定められていますが、この法改正において、第5号の「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が新たに追加されています。

## 2. 地域共生社会の実現と地域福祉計画

### (1) 「地域共生社会」の実現に向けて

人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備などをすすめる必要があります。

地域共生社会の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指すものです。



資料：厚生労働省「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」（令和元年12月）

## (2) 「地域共生社会」が必要とされる背景

(地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブックより)

### ■人々の暮らししていくうえでの課題の複雑化・複合化

- 高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らししていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。
- 例えば、高齢の親と無職独身や障がいがある 50 代の子が同居することによる問題（8050 問題）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。
- これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

### ■少子高齢・人口減少社会の到来

- 少子高齢・人口減少という国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。
- 人口構造の推移を見ると、2025 年問題といわれる団塊の世代が 75 才以上となる 2025 年以降に「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化します。2025 年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要であり、社会の活力維持向上をどのように図るかが社会保障改革においても重要課題となっています。
- これらの社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。
- そこで、暮らしにおける人と人をつなぐを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。また、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

### (3) 社会福祉法の一部改正

令和3年4月に、社会福祉法の一部改正等が行われ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に関する事業（※重層的支援体制の整備）が示されました。



重層的支援体制整備事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。

### (4) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

近年の高齢化社会の進展に伴い、増加する認知症高齢者や知的障がい者、その他の精神上的障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあうことが課題となっています。しかし、課題の解決策の1つである成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。このような状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が平成28年に制定され、その中で各市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的事項を市町村計画に定めるよう努めることとされました。

第3章 地域福祉の推進方策  
 (1) 地域福祉のセーフティネットの拡充

【図表⑥：大阪府の地域福祉のセーフティネット（イメージ）】

